

幼児教育無償化の概要について

1 実施時期

令和元年10月から（消費税率の引き上げに合わせて）

2 対象者

- ・ 全ての3～5歳児（応能負担から応益負担への変更）
- ・ 市町村民税非課税世帯の0～2歳児（応能負担のまま）

3 対象施設・サービス，無償化上限額

対象施設・サービス	無償化上限額
認可保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園（給付対象・私学助成），企業主導型保育事業	全額無償 ※幼稚園（私学助成）については，月2.57万円まで
幼稚園の預かり保育【※1】※幼稚園（給付対象・私学助成）と併せて利用	月1.13万円まで
・ 認可外保育施設等（認可外保育施設，地方自治体独自の認証保育施設，ベビーホテル，ベビーシッター等）【※1】 【※2】 ・ 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業【※1】	月3.7万円まで ※市町村民税非課税世帯の0～2歳児については，月4.2万円まで ※複数サービス利用の場合は，その合計額と上限額とで比較
障害児通園施設	全額無償

※1 無償化の対象となるためには，保育の必要性の認定事由に該当することが必要

※2 無償化開始後5年間における認可外保育施設等の無償化については，原則全ての施設を対象とする国の考えを踏まえ，本市においても全ての施設を対象とする予定

4 財政負担

＜現行制度・無償化実施後における主な財源・負担割合＞

施設・サービス	現行の財源	現行の負担割合	無償化後の負担割合
公立保育所	（地方交付税措置）	市10/10	市10/10
・ 私立保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園（給付対象） ・ 障害児通園施設	・ 施設型給付 ・ 障害児通所給付	国1/2 県1/4 市1/4	国1/2 県1/4 市1/4
幼稚園（私学助成）	幼稚園就園奨励費補助金	国1/3 市2/3	
その他の施設・サービス	—	—	

- ・ 初年度（令和元年度）については，無償化実施に当たって要する経費について全額国費負担
- ・ 無償化導入時に必要な事務費について，初年度（令和元年度）及び2年目（令和2年度）は全額国費負担

さらに，新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については，初年度から5年間（経過措置期間）に係る費用相当額を，全額国費負担

5 今後のスケジュール

- 6月 子ども・子育て支援法施行令の改正（国）
関係例規の改正（6月・9月）
- 7月～ 事業者・利用者への周知
- 10月 幼児教育無償化開始